一三〇四番一及び一三〇四番二
一三〇五番
一三〇五番地先堤
字大目谷上平　一三〇六番
一四九四番
一四九五番
一四九六番
一四九七番
一四九八番
一五〇〇番
一五〇一番
字大目谷下平　一五〇二番
一五〇三番一及び一五〇三番二
一五〇四番
一五〇五番
一五〇六番

ロ　次に掲げる標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県八頭郡智頭町大字南方
字大目谷口　一一二五番一　一号

○国土交通省告示第千二百二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年十月二十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月九日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－586号	防火戸（Ａ０級）	ＳＴ－Ａ０－14	株式会社瀬戸興産	愛媛県松山市南吉田町2151番地１
第Ｆ－587号	〃	ＳＴＥＬ－Ａ０－15	〃	〃
第Ｆ－588号	防火戸（Ｂ０級）	ＳＴ－Ｂ０－14－1	〃	〃
第Ｆ－589号	〃	ＳＴ－Ｂ０－14－2	〃	〃

○国土交通省告示第千二百三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年十月二十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月九日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｓ－53号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Rw＝32dB）	ＳＴ－Ｂ０－14－2－1	株式会社瀬戸興産	愛媛県松山市南吉田町2151番地１
第Ｓ－54号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Rw＝32dB）	ＳＴ－Ｂ０－14－2－2	〃	〃
第Ｓ－55号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Rw＝32dB）	ＳＴ－Ｂ０－14－2－3	〃	〃
第Ｓ－56号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Rw＝31dB）	ＳＴ－Ｂ０－14－2－4	〃	〃
第Ｓ－57号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Rw＝31dB）	ＳＴ－Ｂ０－14－2－5	〃	〃

○関東地方整備局告示第三百十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月九日

関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
秦野市名古木字牧ノ木一〇八〇番二から同市名古木字牧ノ木一〇七九番三まで	前	二一・五メートル～二二・三四メートル
	後	二三・七三メートル～三二・九〇メートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第三百十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月九日

関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一般国道十五号	東京都大田区南蒲田二丁目一八番一から同区東六郷一丁目三五番六二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

○関東地方整備局告示第三百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月九日

関東地方整備局長　大西　亘

道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道十五号	東京都大田区南蒲田二丁目一八番一から同区東六郷一丁目三五番六二まで	関東地方整備局及び同局川崎国道事務所